

令和8年3月18日
防災くらし安心部

報道関係者 各位

令和6年7月25日からの大雨による災害に係る応急仮設住宅の
供与期間の延長について

令和6年7月25日からの大雨により、住宅に大きな被害を受けた方に対して提供している応急仮設住宅について、下記のとおり供与期間の延長が可能となりましたのでお知らせします。

記

1 応急仮設住宅の供与期間及び対象市町村

(1) 供与期間

○延長前

建設型：令和8年9月30日まで

※ただし、戸沢村向名高仮設団地T-5棟は令和8年10月8日まで

賃貸型：入居した日から2年経過した日まで

○延長後

建設型、賃貸型ともに令和9年7月24日まで

(2) 対象市町村

鮭川村、戸沢村

2 供与期間延長の理由

- ①生活再建先となる防災集団移転促進事業の整備に一定の期間を要する等により退去できないため
- ②生活再建先となる公営住宅の整備のための改修に一定の期間を要する等により退去できないため
- ③生活再建先となる住家の新築工事に一定の期間を要する等により退去できないため

3 今後の対応について

入居者から提出された延長手続き書類を確認のうえ、再契約の手続きを実施

【問い合わせ先】

防災くらし安心部防災危機管理課
課長補佐（防災担当）板垣

電話 023-630-2230

〔広報監〕 防災くらし安心部次長 岩瀬